

別表

補助事業の種類	事業内容	補助対象経費	補助率・補助金額
(1) 次世代を担う人材育成の促進事業	グローバル人材育成のための英語教育の強化 国際交流の推進 教理・データサイエンス・AI教育等の推進 等 (補助要件) 申請のあった学校種ごとに、取組内容に応じて、次のいずれの要件も満たすこと。 ①教科担任の他に、専門性に特化した外部講師（ネイティブ・スピーカー等）を活用する等、教育の質の充実に資する取組であること。ただし、同一法人内の別の学校において雇用関係にある者を活用する場合は補助対象外とする。 ②原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること。 ③(2) から(10)の取組に係るものは除く。	人件費 教育研究経費 施設関係支出 設備関係支出 (ただし、200千円以上の経費を対象とする。)	補助対象経費の1/2以内 ただし、事業を実施した学校ごと、補助事業の種類ごとに、900千円を上限とする
(2) 外国人入学生受入れのための環境整備事業	外国人入学生受入れのための環境整備 (補助要件) 申請のあった学校種ごとに、取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①外国人生徒受け入れのために必要となる構内サインの設置。 ②外国人生徒の学生生活や進学相談等に対応するため、通訳やサポート人材等の配置を、原則として、授業が行われる期間に毎月1回以上の活用実績があること。		補助対象経費の1/2以内 ただし、事業を実施した学校ごと、補助事業の種類ごとに、①は620千円、②は180千円を上限とする (なお、①及び②の取組内容について併せて実施する場合は、事業を実施した学校ごと、補助事業の種類ごとに、①及び②の上限額を合算して800千円を上限とする)
(3) ICT教育環境の整備推進事業	情報通信技術活用支援員の配置、ICTを活用した教育環境の構築 (補助要件) 申請のあった学校種ごとに、取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①情報通信技術活用支援員の配置の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の活用実績があること。 ②ICTを活用した教育環境の構築の場合は、次のうち2つ以上取り組むこと。 ・児童生徒が授業で使用する、ICT教育設備の保守・管理の外部委託またはICT教育設備のリース契約（1人1台端末の整備を除く） ・フィルタリングソフトやMDM (Mobile Device Management) 等の管理ツールの導入 ・校務支援システムの導入 ・申請のあった学校に在籍する全ての教職員（休業中の者を除く）の半数以上を対象としたICTリテラシー研修等の実施（年2回以上開催） ③児童生徒1人1台端末の整備を目的とした端末のリース契約であること。		補助対象経費の1/2以内 ただし、事業を実施した学校ごと、補助事業の種類ごとに、900千円を上限とする (③を含める場合、事業を実施した学校ごと、補助事業の種類ごとに、2,600千円を上限とする)
(4) 教育相談体制の整備事業	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用 不登校の生徒等の教育機会についての支援 等 (補助要件) 申請のあった学校種ごとに、次のいずれの要件も満たすこと。 ①有資格者（公認心理師、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など）を活用した取組であること。 ②契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月2回以上の活用実績があること。		補助対象経費の1/2以内 ただし、事業を実施した学校ごと、補助事業の種類ごとに、600千円を上限とする
(5) 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進事業	多様な職業体験 自然体験活動 ボランティア活動 伝統文化に関する活動の体験・習得 栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 等 (補助要件) 申請のあった学校種ごとに、次の要件を満たすこと。 ・1学年全員若しくは複数年学年全員が、年に計3回以上の取組があること。なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。ただし、同一の取組を同一日程で複数年学年全員が行う場合は、1回とみなす。		補助対象経費の1/2以内 ただし、事業を実施した学校ごと、補助事業の種類ごとに、260千円を上限とする
(6) 安全確保の推進事業	スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の人員配置 登下校時における交通安全指導員等の人員配置 児童生徒への講習会（防犯、防災、交通安全等）の実施 地域住民や地域関連機関等との合同防犯訓練の実施 等 (補助要件) 申請のあった学校種ごとに、取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①人員配置の場合は、通学日の半分以上の日で取組があること。 ②①以外の場合は1学年全員若しくは複数年学年全員が年に計2回以上の取組があること。なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。ただし、同一の取組を同一日程で複数年学年全員が行う場合は、1回とみなす。		補助対象経費の1/2以内 ただし、事業を実施した学校ごと、補助事業の種類ごとに、600千円を上限とする
(7) 特別支援教育に係る活動の充実事業	専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講 特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポート 特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用 等 (補助要件) 申請のあった学校種ごとに、取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校の取組は除く。 ①助言や研修の場合は、原則として、申請のあった学校に在籍する全ての教職員（休業中の者を除く）を対象に年2回以上の取組があること。 ②支援体制の構築の場合は、契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月1回以上の活用実績があること。 ③教材等の活用の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること。		補助対象経費の1/2以内 ただし、事業を実施した学校ごと、補助事業の種類ごとに、800千円を上限とする
(8) 外部人材活用等の推進事業	学習指導員、部活動指導員 等 (補助要件) 申請のあった学校種ごとに、次のいずれの要件も満たすこと。 ①追加的な人材の配置により、教員の働き方改革や学校活動の改善を図るものであること。ただし、同一法人内の別の学校において雇用関係にある者を活用する場合は補助対象外とする。 ②契約期間中、原則として、毎週1回以上の活用実績があること。 ③(1) から(7)、(9) 及び(10)の取組に係るものは除く。		補助対象経費の1/2以内 ただし、事業を実施した学校ごと、補助事業の種類ごとに、900千円を上限とする
(9) 教員業務支援員の活用の推進事業	教員業務支援員 (補助要件) 申請のあった学校種ごとに、次のいずれの要件も満たすこと。 ①追加的な人材の配置により、教員の働き方改革を図るものであること。ただし、同一法人内の別の学校において雇用関係にある者を活用する場合は補助対象外とする。 ②契約期間中、原則として、毎週1回以上の活用実績があること。 ③(1) から(8) 及び(10)の取組に係るものは除く。		補助対象経費の1/2以内 ただし、事業を実施した学校ごと、補助事業の種類ごとに、600千円を上限とする
(10) 障がいのある生徒の高校生活支援事業	食事介助またはトイレ介助等を必要とする生徒に対し、学校生活において必要とされる支援全般を行う介助員の配置 (補助要件) 次のいずれの要件も満たすこと。ただし、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校の取組は除く。 ①高等学校段階の取組であること。 ②契約期間中、原則として、生徒による毎月1回以上の活用実績があること。	人件費 教育研究経費	補助対象経費の1/2以内 ただし、事業を実施した学校ごとに、591千円を上限とする
	障がいにより支援を必要とする生徒に対し、授業や学校行事等において教員の補助にあたることにより、必要とされる支援を行う学習支援員の配置 (補助要件) 次のいずれの要件も満たすこと。ただし、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校の取組は除く。 ①高等学校段階の取組であること。 ②契約期間中、原則として、生徒による毎月1回以上の活用実績があること。		補助対象経費の1/2以内 ただし、事業を実施した学校ごとに、120千円を上限とする